

後援等の名義使用承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市が後援、協賛、推薦等（以下「後援等」という。）の名義使用を承認することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で、「後援等」とは、第4条に規定する申込適格を有する者が、第5条に規定する基準を満たすもので、申し込まれた事業を市が支援することをいう。

(申込み)

第3条 後援等の名義を使用しようとする者は、あらかじめ第1号から第7号までに掲げる事項を記載した申込書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。（別紙申込様式）

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所又は代表者の所在地）
- (2) 事業の名称及び目的
- (3) 主催者の名称及び所在地
- (4) 事業の実施期間及び名義の使用期間
- (5) 事業の実施場所
- (6) 他に後援等の名義使用を申し込みしている団体名
- (7) 名義の使用方法

(後援等の申込適格)

第4条 後援等の名義使用は、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとする者に限り、申し込むことができる。

- (1) 市が推進する事務、事業に関連する事業
- (2) 市の行政委員会等が主催する事業
- (3) 市が助成、育成等を行っている団体が主催する事業
- (4) 売名及び営利を目的としない団体が行う事業（ただし、営利団体であってもその事業に公共性が認められ、営利を主たる目的としないものである場合を含む。）

(後援等の承認基準)

第5条 市長は、第3条に基づく申込みがあった場合は、次の各号に掲げる基準を満たすと認めたものに限り、後援等の名義使用の承認をすることができる。

- (1) 地域の向上発展に寄与するものであること。
- (2) 多くの市民の参加を求めるものであること（参加者が少人数又は限られた範囲の小規模な行事は除く。）。
- (3) 公共の福祉に寄与するものであること。
- (4) 市民の文化・体育等の振興又は向上に寄与するものであること。
- (5) 政治的、宗教的活動に類する行為がないと認められるものであること。

- (6) 選挙等に関連する売名行為でないと認められるものであること。
- (7) 後援等の名義を利用し、金品の寄付、援助、事業参加等の強要のおそれがないと認められるものであること。
- (8) 原則として、市内又は府内に事務所を有し、概ね3年以上の運営実績をもつものであること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるものではないこと。
- (10) その他市長が特に不相当と認めたものでないこと。

（後援等の区分）

第6条 後援等の区分は、概ね次のとおりとする。

	後 援	協 賛 ・ 推 薦 等
事業の経費	参加者負担のないもの又はあっても材料費等必要経費のみの収受であるもの	参加者負担のあるもの、会員券入場券等販売するもの、即売会等、販売行為のあるもの
他団体との関係	公共団体又は公共的・公益的団体の関与するもの	公共的、公益団体のほか、一般団体の協力するもの

（後援等の承認条件）

第7条 この要綱に基づき承認をする場合には、次の条件を共通して付加する。

- (1) 事業の実施にあたっては、政治的、宗教的活動に類する行為は行わないこと。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 名義を印刷したすべての印刷物の一部を参考資料として市長に提出すること。
- (4) 事業の実施にあたって生じた事故、災害等については、すべて主催者（申込者）の責任において処理すること。
- (5) その他市長が特に必要と認めて指示する事項を遵守すること。

（後援等の承認の取消し）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により承認を受けた者、承認を受けた後、不正な行為を行った者又は暴力団の利益になり、若しくはなるおそれがある使用をする者に対しては、承認を取消することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 後援等の名義使用承認に関する内規は、廃止する。